

独立行政法人造幣局役員報酬規程

平成15年4月1日
造幣局訓令第98号

最終改正 令和7年9月25日 造幣局訓令第20号

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第52条第2項に基づき、独立行政法人造幣局の理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬に関する事項を定めることを目的とする。

(役員の報酬)

第2条 役員の報酬は、常勤役員については俸給、地域手当、通勤手当、単身赴任手当、期末手当及び勤勉手当とし、非常勤役員については非常勤役員手当とする。

(報酬の支払方法)

第3条 役員の報酬は、その全額を現金で、直接役員に支払うものとする。ただし、法令及び理事長が別に定めるところにより、役員の報酬から控除すべき額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の額から、その額を控除して支払うものとする。

2 役員が報酬の全部又は一部につき自己の預金又は貯金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(報酬の支払日)

第4条 報酬（期末手当及び勤勉手当を除く。）は、その月の月額的全額を毎月16日に支給する。ただし、支給定日が休日に当たるときは15日、15日が休日に当たるときは17日、17日が休日に当たるときは18日に支給するものとする。

2 期末手当及び勤勉手当の支給日は、独立行政法人造幣局職員給与規程（昭和45年造幣局訓令第11号）の適用を受ける職員に支給する期末手当の支給日とする。

(俸給)

第5条 常勤役員の俸給の月額は、次の各号に掲げる範囲内で理事長が決定する。

一 理事長 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。）別表第11（以下「指定職俸給表」という。）6号俸に相当する額以下の額

二 理 事 指定職俸給表4号俸に相当する額以下の額

三 監 事 指定職俸給表2号俸に相当する額以下の額

2 常勤役員の俸給の月額は、主務大臣が行う業績評価の結果を勘案し、その役員の業績に応じ、変更することができるものとする。

(地域手当、通勤手当及び単身赴任手当)

第6条 常勤役員に対する地域手当、通勤手当及び単身赴任手当の支給は、一般職給与法の適用を受ける者の例による。

(期末手当)

第7条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤役員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した常勤役員（独立行政法人造幣局役員退職手当規程（平成15年造幣局訓令第99号。以下「役員退職手当規程」という。）第6条第4項の規定により退職手当を支給しない常勤役員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、基礎額に一般職給与法第19条の4第2項に定める指定職俸給表の適用を受ける者（以下「指定職適用者」という。）の支給割合を乗じて得た額に、同項各号に定める在職期間の割合を乗じて得た額（以下「支給額」という。）とする。

3 前項及び次条第2項の基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した常勤役員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において当該役員が受けるべき俸給の月額及び地域手当の月額の合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び俸給の月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額とする。

4 役員退職手当規程第6条第1項又は第2項の規定に該当する常勤役員については、基準日以前6箇月以内の期間において、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条第1項に規定する職員としての在職期間があるときは、その期間内において当該職員として在職した期間を第2項の在職期間に算入する。

5 次の各号のいずれかに該当する者には、第1項の規定にかかわらず、期末手当（第3号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

一 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に通則法第23条第2項第2号の規定により解任された常勤役員

二 基準日前一箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職し、又は解任された常勤役員（前号に掲げるものを除く。）で、その退職し、又は解任された日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの

三 次項において準用する一般職給与法第19条の6第1項の規定の例により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その在職期間中の行為に係る刑事事件に関し、拘禁刑以上の刑に処せられたもの

6 期末手当の支給にかかる一時差止の取扱いについては、一般職給与法第19条の6第1項、第3項から第5項までの規定を準用する。この場合において、「各庁の長又はその委任を受けた者」とあるのは「理事長」と、「期末手当」とあるのは「期末手当」と、「職員」とあるのは「常勤役員」と、「公務」とあるのは「造幣局の業務」と読み替えるものとする。

（勤勉手当）

第7条の2 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する常勤役員に対し、基準日以前6箇月以内におけるその者の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した常勤役員（独立行政法人造幣局役員退職手当規程（平成15年造幣局訓令第99号。以下「役員退職手当規程」という。）第6条第4項の

規定により退職手当を支給しない常勤役員を除く。)についても、同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、基礎額に基準日前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じ、人事院規則9-40(期末手当及び勤勉手当)(以下この条において「人事院規則」という。)別表第2の「勤務期間」を「在職期間」と読み替えた場合に同表で定まる割合を乗じて得た額に、常勤役員の勤務成績による割合(以下「成績率」という。)を乗じて得た額とする。この場合において、常勤役員の勤勉手当の総額は、当該常勤役員の基礎額に、一般職給与法第19条の7第2項第1号ロに定める割合(以下「基本割合」という。)を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
- 3 前項の成績率は、次の各号に掲げる常勤役員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、理事長が定めるものとする。ただし、監事の成績率は、第3号に掲げる区分に該当すると認められる特別な事情がある場合に、同号に定める割合の範囲内で理事長が定めるものとするほか、基本割合とする。
 - 一 基準日以前6箇月以内の期間における勤務成績(以下単に「勤務成績」という。))が優秀な常勤役員 人事院規則第13条第1項第3号イに定める割合(理事長にあっては、同号イに定める事務次官等の割合)
 - 二 勤務成績が良好な常勤役員 人事院規則第13条第1項第3号ロに定める割合
 - 三 勤務成績が良好でない常勤役員 人事院規則第13条第1項第3号ハに定める割合
- 4 前項第1号に定める成績率によることが困難であると認められる特別な事情がある場合には、同号に定める成績率にかかわらず、理事長が別に定める成績率によることができるものとする。
- 5 前条第4項の規定に該当する常勤役員については、その基準日以前6箇月以内の期間における職員としての勤務期間を第2項の在職期間に算入する。
- 6 前条第5項及び第6項の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。

(日割計算)

第8条 新たに役員となった者には、その日から報酬(通勤手当、単身赴任手当、期末手当及び勤勉手当を除く。以下この条において同じ。)を支給する。

- 2 役員が退職し、又は解任された場合には、その日までの報酬を支給する。
- 3 役員が死亡により退職した場合には、その月までの報酬を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により報酬を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の現日数から独立行政法人造幣局職員勤務時間等規程(平成15年造幣局訓令第22号。)第4条第1項に規定する週休日及び第11条に規定する休日の日数の合計を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(非常勤役員手当)

第9条 非常勤役員の非常勤役員手当は、一般職給与法第22条第1項に規定する勤務1日当りの額の範囲内で、当該役員の勤務形態等を考慮して理事長が別に定める

。

(端数の処理)

第10条 この規程により計算した金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(財務大臣への届出)

第11条 理事長は、第5条第1項又は第2項の規定により、常勤役員の俸給を決定し又は変更したとき及び第9条の規定により非常勤役員の非常勤役員手当を定めたときは、遅滞なく、財務大臣に届け出るものとする。

(実施に関し必要な事項)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成15年4月1日より施行する。
- 2 平成27年3月31日から引き続き同一の役職にある常勤役員で、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成26年法律105号）による指定職俸給表の改正に伴い俸給の月額を改定され、その者の受ける俸給の月額が同日において受けていた俸給の月額に達しないこととなる常勤役員には、平成27年4月1日を含む任期に係る期間の末日までの間、俸給の月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。
- 3 役員退職手当規程第4条に規定する俸給月額には、前項に規定する差額に相当する額を含まないものとする。

改正（15. 6. 20造幣局訓令第110号 15. 6. 20施行）

（18. 3. 30造幣局訓令第11号 18. 4. 1施行）

- 2 この訓令の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から引き続き同一の役職にある常勤役員で、この訓令による独立行政法人造幣局役員報酬規程第5条第1項の改正に伴い俸給の月額を改定され、その者の受ける俸給の月額が同日において受けていた俸給の月額に達しないこととなる常勤役員には、施行日を含む任期に係る期間の末日までの間、俸給の月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。
- 3 退職した者の独立行政法人造幣局役員退職手当規程（平成15年造幣局訓令第99号。以下「役員退職手当規程」という。）第4条の規定による退職手当の額の計算の基礎となる在職期間中に前項の規定の適用を受けたことがあるときは、役員退職手当規程の規定による俸給月額には、同項の規定により俸給として支給された額を含まないものとする。

（19. 12. 4造幣局訓令第87号 20. 4. 1施行）

（21. 6. 22造幣局訓令第40号 21. 6. 1適用）

- 2 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する新役員報酬規程第7条第2項並びに第7条の2第2項及び第3項の規定の適用については、同規程第7条第2項中「一般職給与法第19条の4第2項に定める指定職俸給表の適用を受ける者（以下「指定職適用者」という。）の支給割合」とあるのは「100分の70」と、同規程第7条の2第2項中「一般職給与法第19条の7第2項第1号ロに定め

る割合（以下「基礎割合」という。））」とあり、及び同条第3項ただし書中「基本割合」とあるのは「100分の75」と、同項第1号中「人事院規則第13条第1項第3号イに定める割合」とあるのは「100分の80.5以上100分の150以下」と、「同号イに定める事務次官等の割合」とあるのは「100分の75」と、同項第2号中「人事院規則第13条第1項第3号ロに定める割合」とあるのは「100分の70」と、同項第3号中「人事院規則第13条第1項第3号ハに定める割合」とあるのは「100分の70未満」とする。

（27. 3. 30造幣局訓令第15号 27. 4. 1施行）

（27. 3. 30造幣局訓令第17号 27. 4. 1施行）

（令7. 9. 25造幣局訓令第20号 令7. 9. 25施行）

（人の資格に関する経過措置）

2 懲役又は禁錮に処せられた者に係る人の資格に関する訓令及び通達の規定の適用については、それぞれ拘禁刑に処せられた者とみなす。

3 （略）